平成２６年（フ）第２１３号
石川県白山市水澄町409番地３
債務者　清水　幸雄
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１２６号
愛知県名古屋市天白区中坪町100番地の４、前住所三重県津市江戸橋１丁目92番地20
債務者　鯖戸ひで子
1　決定年月日時　平成26年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第６２１号
神戸市中央区北長狭通６丁目２番15―410号
債務者　坂野　公亮
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６２２号
神戸市垂水区高丸７丁目８番21―501号、従前の住所神戸市垂水区高丸７丁目８番32―204号
債務者　木村　重美
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６２３号
神戸市東灘区深江北町３丁目８番６号　コスモ深江北町204号
債務者　武田芙美子
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６２９号
神戸市北区有野台５丁目３番地　Ｂ53棟401号、従前の住所神戸市北区有野台４丁目26番８
債務者　坂本　　優
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６３３号
兵庫県三木市吉川町みなぎ台２丁目24番地の10
債務者　窪田　史朗
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６３４号
兵庫県三木市吉川町みなぎ台２丁目24番地の10
債務者　窪田美貴子
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７４号
兵庫県宝塚市玉瀬字大岩谷１番地の57
債務者　宮武　　学
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２０１号
兵庫県宝塚市長寿ガ丘21番２―304号
債務者　高田祐規惠
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２１４号
兵庫県宝塚市仁川北２丁目９番52号　シティポイント302、前住所兵庫県西宮市東山台２丁目14番地212号棟301号
債務者　藤本　好一
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２２０号
兵庫県伊丹市緑ケ丘４丁目52番地
債務者　長久　　睦
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第９６号
鳥取県日野郡江府町大字佐川279番地、前住所島根県安来市宮内町258番地１　シャルマン・アビデＡ　202号室
債務者　岩成　智美（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成26年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第５０号
愛媛県今治市高地町２丁目甲2028番地４、前住所愛媛県今治市波止浜10番地37、前々住所愛媛県今治市松本町１丁目７番地２　片岡ビル105号
債務者　門田　麗子
1　決定年月日時　平成26年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２６年（フ）第８７号
福岡県飯塚市枝国446番地６　篠原荘101
債務者　福島　初美
1　決定年月日時　平成26年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第５８号
福岡県鞍手郡鞍手町大字八尋1610番地１
債務者　松永ひとみ（旧姓戎原）
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
福岡地方裁判所直方支部